

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住 所 |
|-----------|----------------|
| 日興建設株式会社 | 茨城県高萩市安良川915-4 |

2. 指名停止措置期間 令和7年3月31日から令和7年5月30日まで（2か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

日興建設(株)は、高萩工事事務所発注の「05 国補河改第 05-05-529-A-001 号河川改修工事」において、令和7年1月8日、積ブロックの設置作業の際、施工計画と異なる方法でコンクリートブロックを運搬するなど、不適切な安全管理の措置により、下請作業員が重傷を負う事故を生じさせた。また、同社は、重傷事故が発生したにもかかわらず、直ちに行うべき発注者への事故報告を怠り、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に違反した。

5. 指名停止理由

業務の履行に関し契約に違反したことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第1第4号イに該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第1第4号イ>

| 措置要件 | 期 間 |
|---|------------------------|
| (契約違反) (4) 第2号に掲げる場合のほか、建設工事等の施行に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 共通仕様書違反かつ負傷者又は損害を伴うもの。 | 認定をした日から 2か月以上4か月以内 |

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気662 電話0295-72-1119